

亀山市告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項の規定により市道上の違法放置等物件を除去し、同条第2項の規定により当該違法放置等物件を保管したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年2月7日

亀山市長 櫻井 義之

1 保管した違法放置等物件

名称又は種類	形状	数量
普通自転車	メーカー名 不明 商品名 不明 色 水色 車体番号 XY15000007 防犯登録番号 無	1台

2 保管した違法放置等物件が放置されていた場所

亀山市井田川町地内 市道みどり線歩道上

3 違法放置等物件を除去した日時

令和6年10月22日 午後4時

4 違法放置等物件の保管を始めた日時

令和6年10月22日 午後4時

5 違法放置等物件の保管場所

亀山市野村町37番地3

6 所有権の帰属

告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、亀山市長に帰属する。

当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者は、申し出ること。

7 申出先

亀山市建設部建設管理課

電話 0595-84-5102